



千葉県災害廃棄物処理計画の 改定に係る骨子案について

令和8年2月4日
環境生活部循環型社会推進課



1 計画の改定について

○ 現行計画の概要

位置づけ: 廃棄物処理法第5条の5第2項第5号の規定による廃棄物処理計画の一部を構成するもの
策 定: 平成30年3月
目 的: 災害廃棄物処理に関する県の基本的な考え方の明確化

○ 改定の趣旨

国の動向等の最新の知見や、平成30年3月に現行計画を策定した後に県内外で発生した災害等を反映して実効性のあるものとすべく、現行計画の内容を見直し、改定を実施

- 近年の国における災害廃棄物対応(災害廃棄物対策指針や各種マニュアルの改定)
- 県地域防災計画の修正や地震被害想定調査の見直し
- 県における近年の災害廃棄物対応(令和元年、令和5年)
- 国内における近年の災害廃棄物対応(令和6年能登半島地震 など)

2 災害廃棄物に係る近年の動向と計画の改定方針

区分	現行計画策定(平成30年3月)後の動向、経緯等	災害廃棄物処理計画の改定方針
国の災害廃棄物対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物対策指針の改定(平成30年3月) ○ 近年の災害経験を踏まえ、災害廃棄物対策指針技術資料の改定(令和5年4月)、関連する各種マニュアルの改定 ○ 「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」(令和5年4月) <ul style="list-style-type: none"> → 点検を行ったところ、水害による災害廃棄物の推計方法など、現行計画に追加すべき事項を確認 ○ 「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」の策定(令和7年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物対策指針や最新の関連マニュアル等との整合を図り、必要な見直しを行う。 ○ 災害廃棄物対策指針技術資料(令和5年4月改定)で示された最新の推計式により災害廃棄物発生量推計を行う。水害、土砂災害の推計方法を検討する。
県地域防災計画等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県地域防災計画を修正(令和6年度修正:令和7年2月) ○ 地震被害想定調査の見直しを実施中(令和7年度末を予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画(令和6年度修正)との整合を図る。 ○ 地震被害想定調査(令和7年度)に基づき、想定地震災害及び災害廃棄物発生量推計を見直す。
県における近年の災害廃棄物対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年房総半島台風・東日本台風・令和元年10月25日の大雨 ○ 令和5年台風第13号の接近に伴う大雨 <ul style="list-style-type: none"> → 広範囲において浸水被害等により、大量の災害廃棄物が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災自治体等へのヒアリングを行い、グッドプラクティス、各種対応事例や、当時の課題・問題点への対応策を計画に反映する。
国内における近年の災害廃棄物対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年国内各地で毎年のように風水害が発生 ○ 令和6年能登半島地震では、ごみやし尿が道路の寸断により収集ができないなどが課題 <ul style="list-style-type: none"> → 半島性という共通の地理的特性を有しており、同様の状況の想定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内の災害におけるグッドプラクティス、各種対応事例や、当時の課題・問題点への対応策を計画に反映する。

3 改定方針を踏まえた計画の変更のポイント

○ 災害廃棄物発生量の推計方法及び推計値

- ① 「地震災害」の災害廃棄物発生量の見直し
- ② 「水害」「土砂災害」の災害廃棄物発生量の追加

○ 災害廃棄物への対策(事前の備え)

- ③ 県内被災事例等の記載追加
- ④ 「損壊家屋等の解体・撤去」の記載追加、見直し
↳ 仮置場レイアウト例や必要人数等
- ⑤ 「留意すべき廃棄物」の記載追加、見直し
↳ 公費解体における課題と対応策
- ⑥ 「一般廃棄物処理施設の強靱化」の記載追加、見直し
↳ 石綿、太陽光パネル
↳ 受入地域への搬入ルートなど各種基礎情報の把握等

○ 災害廃棄物の処理(初動期から復旧・復興期まで)

- ⑦ 「生活ごみ・し尿処理」への記載追加、見直し
- ⑧ 県内被災事例等の記載追加
↳ 勝手仮置場への対応方法等

4 主な変更点の詳細(1/3)

(1) 災害廃棄物発生量の推計方法及び推計値(第1章、第2章)

① 「地震災害」の災害廃棄物発生量の見直し

(理由)

第1章第3節1 等

- 千葉県では地震被害想定調査について、令和7年度末に見直し予定であること
- 国の「災害廃棄物対策指針 技術資料」の令和5年4月改定版では、災害廃棄物発生量の推計精度を向上するために推計式の見直しが行われたこと

⇒ 災害廃棄物処理計画改定版では、最新の地震被害想定調査結果及び推計式に基づき、地震災害の災害廃棄物発生量の見直しを行う。推計結果を踏まえ、最新の被害想定に即した災害廃棄物処理対応を検討する。

② 「水害」「土砂災害」の災害廃棄物発生量の追加

(理由)

第1章第3節2, 3 等

- 国の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」では、地震災害だけでなく、水害や土砂災害の推計式や推計条件(原単位、組成割合)についても計画に記載することとされていること
- 千葉県内でも近年、台風や大雨による浸水被害が発生し、大量の災害廃棄物が発生していることから、円滑な災害廃棄物対応のために、推計方法及び想定される災害廃棄物発生量について記載する必要があること

⇒ 水害や土砂災害の災害廃棄物発生量推計方法を検討し、計画に記載する。

また、県内の浸水想定区域図や土砂災害警戒区域の分布に基づき、これらの災害で想定される災害廃棄物発生量の推計を行い、推計結果を踏まえた災害廃棄物処理対応を検討する。

4 主な変更点の詳細(2/3)

(2) 災害廃棄物への対策(事前の備え)(第2章)

③ 県内被災事例等の記載追加

(理由)

第2章第2節2(7) 等

- 現行計画は主に地震災害への対策について記載しているものの、災害廃棄物の組成や特徴、対応方針は、災害の種類によって異なること
- ⇒ 近年、水害で被災した県内市町村等へのヒアリング結果等を参考に、**水害における仮置場レイアウト例や必要人数、その他の事前の備えにおける留意点等の記載追加**を検討する。

④ 「損壊家屋等の解体・撤去」の記載追加、見直し

(理由)

第2章第2節2(10)

- 令和6年能登半島地震では、**損壊した家屋等の大量の解体**が発生し、また、**所有者の特定**に多大な労力を要したこと
- ⇒ 国の「公費解体・撤去マニュアル(令和6年1月)」等を参考に、**公費解体における課題と対応策について追記、見直し**を検討する。

⑤ 「留意すべき廃棄物」の記載追加、見直し

(理由)

第2章第2節3

- 労働安全衛生法の改定により、公費解体における**石綿**の事前調査やばく露防止対策等の規制が強化されたこと
 - 住宅への太陽光パネル設置が増加しており、被災した**太陽光パネル**への対応を整理する必要があること
- ⇒ 国の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)」「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第三版)」等を参考に、**留意すべき廃棄物に係る記載の見直し・追加**を検討する。

⑥ 「一般廃棄物処理施設の強靱化」の記載追加、見直し

(理由)

第2章第3節3 等

- 令和6年能登半島地震では、奥能登地域の**複数の廃棄物処理施設**や**し尿処理施設**が被災して稼働停止し、支援が長期化したこと
- ⇒ 国の「廃棄物処理施設整備計画」「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる取組の方向性」等を参考に、**施設強靱化に関する記載の見直し**を検討する。

4 主な変更点の詳細(3/3)

(3) 災害廃棄物の処理(初動期から復旧・復興期まで)(第3章)

⑦ 「生活ごみ・し尿処理」の記載追加、見直し

(理由)

第3章第1節7

- 令和6年能登半島地震で施設が被災した奥能登地域は、半島地域に位置していたことも影響し、域外処理に当たってし尿の長距離運搬が必要となり、支援が長期化したこと
- 携帯・簡易トイレから発生した固形ごみについて、回収時の衛生面の確保が課題となったこと

⇒ 国の「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる取組の方向性」等を参考に、施設停止の可能性も踏まえて、し尿や携帯・簡易トイレから発生した固形ごみの収集運搬について記載追加、見直しを検討する。

⑧ 県内被災事例等の記載追加

(理由)

第3章第2節2(6)等

- 国内の各地において、災害廃棄物が市町村が指定する場所以外に無管理状態で排出され、その収集運搬・処理が課題となっていること

⇒ 近年県内で被災した市町村等へのヒアリング結果等を参考に、無管理の集積場への対応方法の追記を検討する。また、その他の災害時のグッドプラクティス等も参考に、処理対応における留意点の追記を検討する。

5 千葉県災害廃棄物処理計画(令和9年3月改定)骨子案(1/3)

赤字: 現行計画からの変更箇所

黄色マーカー: 主な変更点

第1章 はじめに

第1節 策定に当たって

1 計画の背景

○ 非常災害時における廃棄物の適正処理に関する事項等について、平成30年3月に「**千葉県災害廃棄物処理計画**」(以下、「**現行計画**」)を策定した。また、災害廃棄物の処理体制を確立するため、**市町村災害廃棄物処理計画策定モデル(平成30年8月)**や**千葉県災害廃棄物処理初動対応マニュアル(令和5年1月)**を作成してきた。

国の動き

国は、近年頻発する水害や土砂災害の経験を踏まえ、**災害廃棄物対策指針 技術資料の改訂(令和5年4月)**など、自治体における災害廃棄物処理体制の実効性向上を推進している。さらに、**令和6年能登半島地震**をはじめとした**災害対応を踏まえ、大規模災害の発生に備えた災害廃棄物対策のためのさらなる取組が推進されている。**

- **災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定)**
- **災害廃棄物対策指針 技術資料(令和5年4月改訂)**
- **災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン(令和5年4月)**
- **今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性(令和7年3月策定)**

県の動き

県は、各防災対策の総括的な計画である**千葉県地域防災計画**を令和6年度に修正した。また、**地震被害想定調査**を令和7年度末を目途に見直す予定となっている。さらに、近年、県内で風水害により**災害廃棄物が大量発生し、市町村、県及び関係団体等が連携し処理対応を行った。**

- **千葉県地域防災計画(令和6年度修正)**
- **千葉県地震被害想定調査の見直し(令和7年度末を予定)**

○ これらの背景を踏まえ、**現行計画を地震災害や風水害、土砂災害時に備えてより実効性のあるものとすべく、改定することとした。**

2 計画の目的

- 災害廃棄物処理に関する県の基本的な考え方を明確にする。
- 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な国、県、市町村、関係団体の役割等を示す。
- 市町村が災害廃棄物処理計画を策定するに当たり必要な事項について示す。

3 基本的な考え方

(1) 計画の基本的な考え方

- 災害廃棄物対策指針、千葉県廃棄物処理計画、千葉県地域防災計画等との整合を図る。
- 災害廃棄物は建設廃棄物に類似しており、そのままでは市町村の施設で処理することができず、また、一度に大量に発生するため、関係者等との協力体制が不可欠であり、事前の備えに重点を置き、必要な事項を明確にする。
- 被災市町村が、災害廃棄物を適切かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理する。

(2) 処理の基本的な考え方

- 災害廃棄物は、一般廃棄物に該当するため、処理の主体は市町村が基本となる。
- 県は、民間事業者や他の市町村との調整、事務委託を受けて自ら処理を行うなど、市町村を支援する。
- 最大限、県内での処理を優先するが、災害の規模に応じて、広域処理を行う。
- 災害廃棄物の資源化・減量化を推進し、最終処分量を低減する。
- 可能な限り短期間での処理を目指し、適切な処理期間を設定する。
- **実効性を継続的に高めるため、適宜見直しを行う。**

第2節 基本的事項

1 計画の位置づけ

○ 災害廃棄物対策指針を踏まえ、「**千葉県廃棄物処理計画**」及び「**千葉県地域防災計画**」との整合を図り、災害廃棄物の処理に関する県の基本的な考え方を示す。

2 対象とする災害

○ 地震災害、風水害、**土砂災害**、その他自然災害を対象

3 対象とする廃棄物

区分	内容
災害により発生する廃棄物等	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、廃家電、津波堆積物 等
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

4 対象とする業務

○ 廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分、**損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)**を対象

5 各主体の役割

主体	役割
県	・ 災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援の実施 ・ 市町村、都道府県、国及び関係団体間の協力体制の整備に係る連絡調整 ・ 災害時の進捗管理 ・ 必要に応じ、市町村から事務委託を受けて処理を代行
市町村	・ 災害廃棄物の処理に係る計画の作成 ・ 災害時の避難所ごみ、生活ごみ、し尿等の一般廃棄物の処理 ・ 域内の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理が行える体制の整備 ・ 被災市町村の積極的な支援
事業者	・ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理への協力 ・ 有害廃棄物や処理困難な廃棄物の主体的な処理
国	・ 都道府県間の調整や災害時の専門家チームの派遣 ・ 財政支援の実施 ・ 法や制度の整備 ・ 激甚な災害の場合の代行処理
県民	・ 災害時における廃棄物の処理に関して知識・意識の向上 ・ 災害廃棄物の排出時における分別の徹底等により、適正かつ円滑・迅速な処理への協力

第3節 被害想定

1 地震災害

○ 千葉県北西部直下地震、**大正型関東地震**、房総半島東方沖日本海溝沿い地震を想定
(**令和7年度**の県地震被害想定調査に基づく)

2 水害

○ 国または県が作成する**浸水想定区域図(想定最大規模)**に基づく**浸水被害を想定(河川氾濫、高潮)**

3 土砂災害

○ 県内の土砂災害における**土石流、崖崩れ等による被害を想定**

5 千葉県災害廃棄物処理計画(令和9年3月改定)骨子案(2/3)

赤字: 現行計画からの変更箇所

黄色マーカー: 主な変更点

第2章 災害廃棄物への対策(事前の備え)

事前に県、市町村、関係団体等の役割を明らかにし、災害時に適正かつ円滑・迅速に処理が行えるよう備えておくことが重要であることから、各項において、災害に備えて各主体が確認しておくべき役割と事務を示す。

第1節 組織体制

- 1 平常時における各主体の行動 被災時の組織整備、廃棄物処理等の役割分担
- 2 情報連絡体制 県及び市町村における情報収集・連絡体制の明確化、被災時に収集すべき情報等
- 3 協力・支援体制 県及び市町村の協力、市町村相互の協力、自衛隊・警察・消防との連携、国・他都道府県・民間事業者との連携に当たっての体制、応援協定、取り決めておく事項等

第2節 災害廃棄物の対応 (最新の法制度、指針、マニュアル、被災自治体ヒアリング結果等により内容を更新)

- 1 市町村災害廃棄物処理計画 計画の位置づけ、策定・改定時の留意事項、県の技術的支援
- 2 災害廃棄物処理における基本的事項
 - (1)災害廃棄物処理に係る基本方針
 - 資源化、減量化
 - 最大限、県内施設による処理を優先
 - 可能な限り短期間、適切な処理期間を設定(3年以内)
 - 合理的な処理方法選択、透明性の高い契約手順確保
 - (2)災害廃棄物処理の流れ
 - (3)地震災害における災害廃棄物(現行(3)~(7)を統合)
 - 災害廃棄物発生量推計方法及び推計値(見直し結果)
 - 既存一般廃棄物処理施設の処理可能量(時点修正)
 - 処理見込み量 ○ 処理スケジュール
 - 処理フロー(見直し結果)
 - (4)水害における災害廃棄物(新設)
 - 災害廃棄物発生量推計方法及び推計値
 - 既存一般廃棄物処理施設の処理可能量
 - 処理見込み量 ○ 処理スケジュール ○ 処理フロー
 - (5)土砂災害における災害廃棄物(新設)
 - 災害廃棄物発生量推計方法及び推計値
 - (6)収集運搬
 - 収集運搬体制整備に当たっての検討事項、留意事項等
 - 無管理の集積所が発生した場合の対応
 - (7)仮置場
 - 仮置場の種類 ○ 仮置場の確保
 - 仮置場候補地の選定フロー
 - 仮置場必要面積の推計方法
 - 仮置場の設置に係る準備 ○ 住民への広報
 - (8)環境対策
 - 環境影響項目及び対策 ○ 環境モニタリングの考え方
 - (9)処理能力が不足する場合の対応
 - 必要な手続きの精査、担当部署との調整、既存処理施設のみでは処理能力が不足する場合の検討等
 - (10)損壊家屋等の解体・撤去
 - 人員確保、ルール作り等の検討等
 - (11)分別、処理、再資源化
 - 災害廃棄物の種類毎の再資源化方法等
 - (12)最終処分
 - 資源化及び減量化の促進
 - 最終処分場が確保できていない場合の協定締結
 - (13)広域的な処理
 - 手続き方法や契約書の様式等の準備
 - (14)津波堆積物
 - 再生資材としての活用に向けた検討
 - (15)思い出の品等
 - 取扱ルールの検討
 - (16)災害廃棄物処理事業の進捗管理
 - 市町村間への支援・調整や課題への対応、定期報告
 - (17)各種相談窓口の設置等
 - 受付体制及び情報管理方法、対応方法の検討
 - (18)住民等への啓発・広報
 - 広報内容・手段、平時の普及啓発・広報
- 3 留意すべき廃棄物 石綿、PCB、太陽光パネル等の有害廃棄物・処理困難な廃棄物への対応方針、対策

第3節 一般廃棄物処理施設の強靱化 (最新のマニュアル等により内容を更新)

- 1 廃棄物処理システムとしての強靱化
 - 施設の強靱化・浸水対策等に配慮した、自立起動・継続運転が可能な施設づくり
- 2 水害対策
 - 一般廃棄物処理施設等の浸水被害を想定したハード面、ソフト面の浸水対策
- 3 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備
 - 施設が被災した場合等に備えた点検マニュアル作成、資機材等備蓄、協力体制確立等
 - 一般廃棄物処理施設等の早期復旧に備えた各種基礎情報の把握、更新
- 4 BCP(事業継続計画)の策定等
 - 災害時の人員計画・連絡体制・復旧対策等の検討、マニュアル作成

第4節 災害時の生活に伴う廃棄物への対応 (最新の指針、被災自治体ヒアリング結果等により内容を更新)

- 1 災害用トイレ(し尿)
 - (1)基本的な事項
 - 災害用トイレの備蓄
 - 災害用トイレの種類と特徴
 - (2)し尿収集必要量及び仮設トイレ必要数の推計
 - し尿収集必要量、仮設トイレ必要基数推計方法の例(内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等参照)
 - (3)収集運搬
 - 仮設トイレのし尿、携帯・簡易トイレから発生した固形ごみの収集運搬
 - (4)処理・処分
 - し尿、携帯・簡易トイレから発生した固形ごみの処理方法、留意事項
- 2 生活ごみ・避難所ごみ
 - (1)基本的な事項
 - 避難所で発生する廃棄物
 - (2)避難所ごみ及び生活ごみの発生量
 - 発生量推計方法の例
 - (3)収集運搬
 - 生活ごみの排出方法等の検討
 - (4)処理・処分
 - 焼却処理における留意点

5 千葉県災害廃棄物処理計画(令和9年3月改定)骨子案(3/3)

赤字: 現行計画からの変更箇所

黄色マーカー: 主な変更点

第3章 災害廃棄物の処理(初動期から復旧・復興期まで)

発災後の時期区分別に、災害廃棄物の処理における各主体の対応事項や留意事項等を整理する。

第1節 発災直後(初動期)からの対応 (最新の指針や被災地ヒアリング結果等により内容を更新)

1 発災後の業務の流れ

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安*
初動期	○ 人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
応急対応期	○ 避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間) ○ 人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	~3カ月程度
復旧・復興期	○ 避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	~3年程度

*東日本大震災クラスの場合。災害規模や内容によって異なる。

2 組織体制

- 災害対応における各主体の行動、役割分担
- 県の組織体制・指揮命令系統、担当別業務内容
- 市町村の組織体制・指揮命令系統の確立、人員配置例

3 情報収集・連絡

- 発災後に収集する情報及び情報源・提供者

4 協力・支援体制

- 県と市町村との協力体制
- 自衛隊・警察・消防との連携
- 国・他都道府県・民間事業者等との連携
- 被災市町村への支援: 主な支援内容、受援体制の整備、協定に基づく支援要請

5 各種相談窓口の設置等

- 問い合わせへの対処方針検討、住民要望等への対応、迅速な情報伝達等

6 住民等への啓発・広報

- 時期に応じた情報の伝達・発信内容

7 生活ごみ・し尿処理

- 一般廃棄物処理施設の安全性の確認及び補修
- 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理、**一般廃棄物処理施設が停止した場合の対策**
- **災害用トイレ**のし尿処理業務内容、発災後の検討事項、**携帯・簡易トイレから発生した固形ごみの収集運搬・処理、処理施設が停止した場合の対策**

第2節 処理の実施(応急対応期から復旧・復興期) (最新の指針や被災地ヒアリング結果等により内容を更新)

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

- 基本的な考え方、策定事項、見直し

2 災害廃棄物処理

- (1)業務の流れ
 - (2)発生量、処理可能量、処理見込み量
 - (3)処理スケジュール
 - (4)処理フロー
 - (5)収集運搬
 - (6)仮置場
 - (7)環境対策
 - (8)仮設処理施設
 - (9)損壊家屋等の解体・撤去
 - (10)分別、処理、再資源化
 - (11)最終処分
 - (12)広域的な処理
 - (13)有害廃棄物・処理困難な廃棄物の対策
 - (14)津波堆積物
 - (15)思い出の品等
 - (16)災害廃棄物処理事業の進捗管理
 - (17)許認可の取り扱い
- 関係者の作業手順
 - 石綿対策
 - 被災状況、復旧計画・復興事業の進捗に応じた方法見直し
 - 優先的回収、保管又は早期の処分、労働環境安全対策
 - 応急対策 ○ 処分 ○ 再生利用
 - 回収、保管 ○ 管理等
 - 定期的な進捗状況把握、支援・調整・見直し、定期報告
 - 仮設処理施設の設置等に当たっての規制緩和等

- (1)業務の流れ
 - (2)発生量、処理可能量、処理見込み量
 - (3)処理スケジュール
 - (4)処理フロー
 - (5)収集運搬
 - (6)仮置場
 - (7)環境対策
 - (8)仮設処理施設
 - (9)損壊家屋等の解体・撤去
 - (10)分別、処理、再資源化
 - (11)最終処分
 - (12)広域的な処理
 - (13)有害廃棄物・処理困難な廃棄物の対策
 - (14)津波堆積物
 - (15)思い出の品等
 - (16)災害廃棄物処理事業の進捗管理
 - (17)許認可の取り扱い
- 発災後の災害廃棄物発生量推計に必要な情報、手順
 - スケジュールの作成、見直し
 - 地震災害、風水害における処理スケジュール例
 - 処理フローの作成、見直し
 - 仮置場の設置
 - 仮置場の運営・管理(分別、環境対策等)
 - 二次仮置場 ○ 仮置場の返還
 - 環境モニタリング、石綿対策
 - 単価の設定、委託業者の決定、災害報告書の事業費算出内訳の根拠資料として添付する資料

3 処理事業費の管理

- 事務委託、非常災害時における廃棄物処理法の特例措置、国による代行処理

4 記録

- 災害関連資料の記録の役割、記録内容等

5 デジタル技術の活用

- 災害廃棄物処理の適正な進捗管理のためのデジタル技術の活用事例

第3節 特例措置

- 事務委託、非常災害時における廃棄物処理法の特例措置、国による代行処理

第4章 実効性の確保に向けて

- 県地域防災計画の修正、法整備、新たな経験・知見等を踏まえ適宜見直しを行う

- 県及び市町村における研修会や教育訓練等の実施による災害対応力向上
- 協定締結業者団体やその他関係者との連絡先共有など迅速な連携に向けた体制整備

6 今後のスケジュール

① 千葉県環境審議会(廃棄物・リサイクル部会)での審議

- 廃棄物処理法第5条の5第3項の規定により、千葉県環境審議会(廃棄物・リサイクル部会)の意見を聴いた上で改定
- 今年度1回、来年度2回を予定

② 改定までのスケジュール

時期		内容
令和8年	2月4日(水)	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 骨子案の審議
	10月頃	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 素案の審議
	12月頃	パブリックコメント(PC)の実施・市町村等への意見聴取
令和9年	1月~2月頃	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 PCを踏まえた計画最終案の審議
	3月	計画改定・公表

(参考) 改定計画の構成(1/3)

現行計画(平成30年3月策定)

第1章 はじめに

第1節 策定にあたって

1 計画の背景

2 計画の目的

3 基本的な考え方

第2節 基本的事項

1 計画の位置付け

2 対象とする災害

3 対象とする災害廃棄物

4 対象とする業務

5 各主体の役割

6 主な被害想定

改定計画案

第1章 はじめに

第1節 策定に当たって

1 計画の背景

2 計画の目的

3 基本的な考え方

第2節 基本的事項

1 計画の位置づけ

2 対象とする災害

3 対象とする災害廃棄物

4 対象とする業務

5 各主体の役割

第3節 被害想定

1 地震災害

2 水害

3 土砂災害

※ 赤字
現行計画からの変更箇所

※ 黄色マーカー
主な変更点

※ 丸囲み数字
スライド4の変更のポイント

災害廃棄物発生量推計値の
第1章第2節6を新たに
第3節 被害想定とし、
「1 地震災害」、「2 水害」、
「3 土砂災害」で構成する

第2章 災害廃棄物への対策(事前の備え)

第1節 組織体制

1 平常時における各主体の行動

2 情報連絡体制

3 協力・支援体制

第2章 災害廃棄物への対策(事前の備え)

第1節 組織体制

1 平常時における各主体の行動

2 情報連絡体制

3 協力・支援体制

(参考) 改定計画の構成(2/3)

現行計画(平成30年3月策定)

第2節 災害廃棄物の対応

1 市町村災害廃棄物処理計画

2 災害廃棄物処理対応における基礎的事項

- (1) 災害廃棄物処理に係る基本方針
- (2) 災害廃棄物処理の流れ
- (3) 災害廃棄物発生量
- (4) 既存一般廃棄物処理施設の処理可能量
- (5) 処理見込み量
- (6) 処理スケジュール
- (7) 処理フロー
- (8) 収集運搬
- (9) 仮置場
- (10) 環境対策
- (11) 処理能力が不足する場合の対応
- (12) 損壊家屋等の解体・撤去
- (13) 分別、処理、再資源化
- (14) 最終処分
- (15) 広域的な処理
- (16) 津波堆積物
- (17) 思い出の品等
- (18) 災害廃棄物処理事業の進捗管理
- (19) 各種相談窓口の設置等
- (20) 住民等への啓発・広報

3 留意すべき廃棄物

第3節 一般廃棄物処理施設の強靱化

1 廃棄物処理システムとしての強靱化

2 水害対策

3 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

4 BCP(事業継続計画)の策定等

改定計画案

第2節 災害廃棄物の対応

1 市町村災害廃棄物処理計画

2 災害廃棄物処理対応における基礎的事項

- (1) 災害廃棄物処理に係る基本方針
- (2) 災害廃棄物処理の流れ
- (3) 地震災害における災害廃棄物発生量・処理フロー等
- (4) 水害における災害廃棄物発生量・処理フロー等
- (5) 土砂災害における災害廃棄物発生量
- (6) 収集運搬
- (7) 仮置場
- (8) 環境対策
- (9) 処理能力が不足する場合の対応
- (10) 損壊家屋等の解体・撤去
- (11) 分別、処理、再資源化
- (12) 最終処分
- (13) 広域的な処理
- (14) 津波堆積物
- (15) 思い出の品等
- (16) 災害廃棄物処理事業の進捗管理
- (17) 各種相談窓口の設置等
- (18) 住民等への啓発・広報

3 留意すべき廃棄物

第3節 一般廃棄物処理施設の強靱化

1 廃棄物処理システムとしての強靱化

2 水害対策

3 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

4 BCP(事業継続計画)の策定等

地震災害における災害廃棄物の発生量、処理可能量、処理フロー等を(3)に統合

※ 赤字
現行計画からの変更箇所

※ 黄色マーカー
主な変更点

※ 丸囲み数字
スライド4の変更のポイント

(参考) 改定計画の構成(3/3)

現行計画(平成30年3月策定)

第4節 災害時の生活に伴う廃棄物への対応

- 1 仮設トイレ等し尿処理
- 2 避難所ごみ

第3章 災害廃棄物の処理(初動期から復旧・復興期まで)

第1節 発災直後(初動期)からの対応

- 1 発災後の業務の流れ
- 2 組織体制
- 3 情報収集・連絡
- 4 協力・支援体制
- 5 各種相談窓口の設置等
- 6 住民等への啓発・広報
- 7 生活ごみ・し尿処理

第2節 処理の実施(応急対応期から復旧・復興期)

- 1 災害廃棄物処理実行計画の策定
- 2 災害廃棄物処理
- 3 処理事業費の管理
- 4 記録
- 5 ICTの活用

第3節 特例措置等

- 1 事務委託
- 2 非常災害時における廃棄物処理法の特例措置
- 3 国による代替処理

第4章 実効性の確保に向けて

第1節 計画の見直し

第2節 人材の育成・確保

改定計画案

第4節 災害時の生活に伴う廃棄物への対応

- 1 災害用トイレ(し尿)
- 2 生活ごみ・避難所ごみ

第3章 災害廃棄物の処理(初動期から復旧・復興期まで)

第1節 発災直後(初動期)からの対応

- 1 発災後の業務の流れ
- 2 組織体制
- 3 情報収集・連絡
- 4 協力・支援体制
- 5 各種相談窓口の設置等
- 6 住民等への啓発・広報
- 7 生活ごみ・し尿処理

第2節 処理の実施(応急対応期から復旧・復興期)

- 1 災害廃棄物処理実行計画の策定
- 2 災害廃棄物処理
- 3 処理事業費の管理
- 4 記録
- 5 デジタル技術の活用

第3節 特例措置等

- 1 事務委託
- 2 非常災害時における廃棄物処理法の特例措置
- 3 国による代替処理

第4章 実効性の確保に向けて

第1節 計画の見直し

第2節 人材の育成・確保

※ 赤字
現行計画からの変更箇所

※ 黄色マーカー
主な変更点

※ 丸囲み数字
スライド4の変更のポイント